

平成 25 年 天草市農業委員会第 3 回総会議事録

平成 25 年 3 月 26 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（33 名）

1 番	鶴田 雄士	君	2 番	稲田 秀敏	君
3 番	川原 昭雄	君	4 番	川口 直	君
5 番	武内 正俊	君	6 番		君
7 番	佐々木碩哉	君	8 番	中村三千人	君
9 番	小松 信男	君	10 番	江良 邦勝	君
11 番	浦上 廣幸	君	12 番	山本 友保	君
13 番	佐藤 駿二	君	14 番	福本 富人	君
15 番	山下 和弘	君	16 番		君
17 番	川崎眞志男	君	18 番	森岡 一正	君
19 番		君	20 番	橋本 正寛	君
21 番	宮崎 義一	君	22 番	森下 雅成	君
23 番	滝下清三郎	君	24 番	山田 勝彦	君
25 番		君	26 番	柴田 眞一	君
27 番	山本 隆久	君	28 番	松岡 健吾	君
29 番	小堀田幸一	君	30 番	小川 浩治	君
31 番	松原 高弘	君	32 番	松川 兼光	君
33 番	戸谷 泰典	君	34 番	倉田 喜一	君
35 番	池田 裕之	君	36 番	梅田 良二	君
37 番		君	38 番	本田 実	君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（5 名）

6 番	森本 文隆	君	16 番	川峯 正美	君
19 番	松本 カヅエ	君	25 番	前田 達也	君
37 番	平岡 秀樹	君			

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	局長補佐	中村 政一
参 事	藤崎 眞二	参 事	吉田 直哉
主 査	寺澤 大介		

4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 13 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 15 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 6 議題 16 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定について
- 日程第 7 議題 17 号 天草市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規定の制定
について
- 日程第 8 報告事項について

閉 会

開 議 午後2時00分

○事務局（森内健二君） ただいまより平成25年第3回総会を開催致します。携帯電話をお持ちの方は、恐れ入りますがマナーモードに切り替えをお願いします。それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。今月の15日に安部総理がTPP交渉参加を表明されました。先日行われた県の会長事務局長会議のなかで、農業委員会といたしまして要請を国会議員へ行うことになりましたので、要請事項を皆様にお知らせしたいと思います。

「1. 政府は、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物などわが国の農業における重要品目の除外は必ず実現するとともに、政権公約の6項目全てを遵守すること。

2. 交渉参加によって、地方で暮らす人々の生活と雇用がどのように守られるのか等、国民の不安に対して十分な説明責任を果たすこと。

3. 分野ごとの交渉状況をはじめとする情報開示を徹底するとともに、国民的議論を広く実現すること。」

以上の3点を熊本県選出国会議員へ要請いたします。

それから、3月は別れの季節でございます。農業委員会の事務局にも3名の方が異動になっております。中村局長補佐が4年間農業委員会の事務局で働いていただきました。非常に残念でございますけれども牛深支所の方に異動になりました。また、山下主幹が6年間庶務係でがんばっていただきまして、特に農業委員会だよりの広報担当でもご尽力いただいたわけでございますけれども、河浦ロザリオ館へ異動になりました。寺澤主査におきましては、一昨年子供が生まれまして育児休業を取得するというので、いま流行のイクメンでございますので、育児をがんばっていただきたいと思っています。来月には新しい方が来られると思いますので、よろしくお願い致します。

○事務局（森内健二君） ありがとうございます。本日は5名の委員から欠席届が出ていますが、総会は成立しておりますので総会を始めさせていただきます。それでは以降の議事の進行は会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、15番山下和弘委員、17番川崎真志男委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第12号、農地法第3条の規定による許可申請について

を議題と致します。それでは事務局より各申請案件について一括説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 1番について説明します。本渡町の譲受人は本渡町の譲渡人より、本渡町の田2,417㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。

○事務局（藤崎眞二君） 2番について説明します。楠浦町の譲受人は楠浦町の譲渡人より、楠浦町の田1,792㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻野菜を栽培される計画です。

○事務局（吉田直哉君） 3番について説明します。下浦町の譲受人は下浦町の譲渡人より、下浦町の畑1,014㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地は野菜を栽培される計画です。

○事務局（藤崎眞二君） 4番について説明します。本町の譲受人は、本町の譲渡人より、本町の田499㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稻を栽培される計画です。

5番について説明します。佐伊津町の譲受人は、佐伊津町の譲渡人より、佐伊津町の畑476㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、オリーブを栽培される計画です。

○事務局（寺澤大介君） 6番について説明します。佐伊津町の譲受人は人吉市の譲渡人より、佐伊津町の畑2,708㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはオリーブを栽培される計画です。

○事務局（吉田直哉君） 7番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の田1,019㎡、畑250㎡を受贈により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地は水稻作と果樹を栽培される計画です。

○事務局（藤崎眞二君） 8番について説明します。有明町の譲受人は、本渡町の譲渡人より、有明町の田3,400㎡と畑3,499㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稻、野菜、オリーブを栽培される計画です。

9番について説明します。倉岳町の譲受人は、大阪府堺市の譲渡人より、倉岳町の田2,518㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不

許可要件には該当していません。申請地には、水稻、オクラを栽培される計画です。

10番について説明します。栖本町の譲受人は、栖本町の譲渡人より、栖本町の畑563㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、みかんを栽培される計画です。

○事務局（寺澤大介君） 11番について説明します。志柿町の譲受人は志柿町の譲渡人より、志柿町の畑30,586㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはみかんを栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。譲渡人は農地の管理が出来ない為、経営規模拡大を計画している譲受人に売買により譲渡したいというものです。場所は茂木根にあります農業センターの近くになります。ほ場整備の対象地域になっております。取得後は水稻をされます。特に問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○22番（森下雅成君） 22番、森下です。2番についてご説明を致します。申請地は綾南中学校の南に位置します。譲受人は家族2人で農業経営をしております。今回売買により所有権を移転したいとの申請です。ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。3番について説明致します。場所は本渡東中学校から山の奥のほうに登った所になります。譲受人は経営規模を拡大したいということで高菜とか唐いもとかを申請地に作りたいということです。現地をみましたけれど、日当たりもよくて特に問題ないかと思えます。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは4番について担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。4番について説明致します。譲受人と譲渡人は近所に住んでいます。譲受人の宅地のすぐ隣が今度譲り受けられる水田でございます。ここは以前から借りて作っておられています。家の隣でもあるし、管理もしやすいということで取得したいということです。問題ないと思えますが、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは5番について担当委員より説明をお願いします。

○13番（佐藤駿二君） 13番、佐藤です。5番と6番は関連案件ですので、一緒に説明してよろしいですか。

○議長（鶴田雄士君） はい。

○13番（佐藤駿二君） それでは、5番と6番について説明致します。譲受人は孫の夫が農作業に従事しているということです。今まで利用権を設定してオリーブを耕作していたところを今回所有権移転するということです。特別問題はないと思っています。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

続きまして、6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは7番について担当委員より説明をお願いします。

○15番（山下和弘君） 15番、山下です。7番について説明します。申請地は産交バスの手野富岡線から少し入ったところです。親子間の贈与ということで、現在耕作もされており問題ないと思いますが、ご審議をよろしくお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に8番について担当委員より説明をお願いします。

○38番（本田実君） 38番、本田です。譲受人と譲渡人は兄弟でございまして、譲受人が今まで農地を管理されておりました。場所につきましては、四郎ヶ浜ビーチから山手に入ったところになります。野菜、オリーブを譲受人が栽培されるということでなんら問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは9番について担当委員より説明をお願いします。

○26番（柴田眞一君） 26番、柴田です。譲渡人と譲受人は兄弟でございます。場所は倉岳町浦にある田でございます。田は山手にありますけれど、問題ないと思えますのでご審議をよろしくお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは10番について担当委員より説明をお願いします。

○21番（宮崎義一君） 21番、宮崎です。10番について説明致します。申請地は栖本町河内の山間部に位置し、40年程前に拓かれたみかん団地の中にあります。申請地には既にみかんを栽培されております。何等問題はないと思えます。ご審議をよろしくお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは11番について担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。11番について説明致します。譲受人と譲渡人は親子でございます。果樹専業農家です。親が今度経営移譲年金を受けるため、子供に農地を譲るとのことです。特に問題ないと思えますが、ご審議をよろしくお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました11番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第3、議第13号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) お手元の資料②、③、④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。本渡町の申請人外1名は貸駐車場及び貸事務所とするため、本渡町の田1,398㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準につきましては、記載のとおりとなっております基準に適合しています。既に駐車場及び事務所として利用してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番(松原高弘君) 31番の松原です。1番について説明致します。申請人は貸駐車場及び貸事務所とするため、転用したいということです。場所は広瀬町にある大矢橋付近になります。見取図は資料④の1ページになります。写真のとおり既に事務所及び駐車場として転用してありますので、始末書が添付されております。この場所は農地パトロールにて指導したところになります。給水は市水より、生活排水等は公共下水へ排水されます。雨水は既設の道路側溝へ排水されます。西側に農地がありますので、隣接同意を添付されております。周囲は宅地化が進んでおり、特に問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。
次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(藤崎眞二君) 2番について説明します。有明町の申請人は、貸資材機械置き場とするため、有明町の田2,550㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準

に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○24番（山田勝彦） 24番、山田です。場所は有明町の須子地区と大浦地区との境目になります。ここらへんは有明と松島の有料道路の廃土埋立地ということで10年程前に転用許可を受けていたのですが、何らかの理由で今回の筆の分が申請漏れしていたということで今回申請をされました。周囲も全て埋立地で何等问题ないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 3番について説明します。福岡県北九州市の申請人は、自宅の倉庫及び貸駐車場とするため倉岳町の田576㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。申請者は現在北九州市に在住です。写真を見てもらうと分かりますように、宮田第一トンネルの近くにございます。現在は申請地をはじめ周囲は荒れています。倉庫と貸駐車場を整備するということで、雨水は道路側溝へ排水します。隣接する農地所有者からの同意も添付してあります。なにも問題ございませんので、よろしく審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 4番について説明します。志柿町の申請人は自己の農家住宅を建築するため、志柿町の畑640㎡のうち430㎡を転用したいというものです。既に申請地の一部に倉庫を建築しているため、始末書が添付されております。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。場所は志柿町にある国道沿いにある団地の近くなります。周辺の土地を前提に埋め立ててあり、道路も縦横入れてあります。写真のとおり、手前の農地はそのまま残し、分筆して奥の方に家を建てたいということです。周囲は宅地化が進んでおります。排水に関しても公共下水道が整備されておりますので、なんら問題ないと思います。審議をよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 4条に引き続き資料②、③、④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。千葉県成田市の譲受人は宅地を拡張するため、南町の譲渡人から南新町の畑175㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に宅地として利用してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○1番（鶴田雄士君） 1番、鶴田です。1番について説明させていただきます。譲受人の方が今度定年退職し帰郷され両親と一緒に住みたいということです。駐車場と庭として利用するため農地を取得し転用したいということです。場所は南新町にあります。現在庭として利用されておりますので、始末書が添付されています。周囲の同意も得ており、特に問

題ないと思います。審議をよろしくお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。本渡町の譲受人は有料老人ホームを建築するため、本渡町の譲渡人から本渡町の田749㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○1番（鶴田雄士君） 1番、鶴田です。2番について説明させていただきます。場所は山口橋から北側に位置します。現在老人ホームがございますけれども、新規の入居申し込みに対応できなくなったので、新たに建築して経営規模の拡大を計りたいとのことでの申請でございます。周囲の同意も取れており、なにも問題ないと思いますのでよろしく審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 3番について説明します。東浜町の譲受人は宅地を分譲するため、今釜町の譲渡人から今釜町の畑338㎡を売買により取得し転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、農地区分は第3種農地となります。以下、記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。3番について説明を致します。譲受人はただいま事務局説明のとおり、宅地分譲として転用したいということです。場所は今釜町にある病院の近くになります。地図は資料④の7ページで、現地の写真は前方のスクリーンをご覧ください。都市計画区域の用途地域に位置しております。給水は市水より、生活排水等は公共下水道へ排水されます。雨水は既設水路へ流されます。写真の右が南側になりますが、その農地の同意も付いております。周囲は宅地化が進んでおり、特に問題ないかと思えますので、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 4番と5番案件は関連案件になりますので、まとめて説明をしようでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） はい。4番と5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 4番及び5番について説明します。今釜町の譲受人は、夫婦でありまして、それぞれが隣接する申請地2筆に、個人住宅1棟を建築するため、小松原町の譲渡人から、八幡町の畑193㎡と、同じく八幡町の畑193㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。4番について説明致します。場所は八幡町にある神社の近くにありまして、土地区画整理地内となっております。資料④の8、9ページになります。現地の状況は前方写真をご覧ください。夫婦で家を建築するが、土地はそれぞれで取得するとのこと。添付書類は同一のものとなっております。給水は市水より、生活排水は公共下水道へ流されます。雨水は既設の道路側溝に流されます。周囲は宅地化が進んでおり、隣接同意もとってあるため特に問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） 4番の件から審議致します。ただいま説明がありました4番の件に

つきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 6番について説明します。本渡町の譲受人外1名は個人住宅を建築するため、北原町の譲渡人から本渡町の畑488㎡のうち224.8㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に宅地として造成してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。6番について説明を致します。場所は水乃平焼付近になります。地図は資料④の10ページ、現地の状況は前方の写真をご覧ください。譲受人は現在アパート暮らしでなにかと不便なため自己住宅を建築したいということです。給水は市水より、生活排水は公共下水道へ流されます。雨水は道路側溝に流されます。左の方が譲受人の本家になり、本家が庭として利用しておりましたので、始末書が添付されています。周囲は宅地化が進んでおり、隣接同意も取っておりますので、特に問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 7番について説明します。本町の借受人はコイン精米機を設置するため、本町の貸渡人から本町の田 141 m²を使用貸借により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に宅地として造成してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。7番について説明を致します。まず場所ですが、本町新休にある天草では有名な寺付近になります。借受人と貸渡人は親子でございます。近くに精米機が設置してありますけれど、その精米機が古くてよく故障したり、精米の時期には並んで何時間も待つというようなことが度々あっております。それらのために、新たにコイン精米機を設置しようと思っておりますとのことです。南側は県道が走っており、東側にも道があります。ここに配置図にありますように精米機を設置し、駐車スペースも5台程計画してあります。区長さんの排水同意と周囲の同意もとってあります。日照等の問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第15号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 説明に入ります前に訂正をお願いします。14ページ一番下の48番の案件の担当委員の欄が「五和町」となっておりますが、「新和町」に訂正をお願いします。大変失礼しました。

それでは議第15号について説明します。1番の久玉町の申請人ほか所有権移転の申出が1件、利用権の新規設定の計画が66件、再設定の計画が17件で、総面積は207,339 m²となっております。

なお、議第15号中、6ページ目が所有権移転、14ページ目の47番は農業生産法人以外の法人の賃借となっております。

また、10ページ目の15番から13ページ目の44番までと、14ページ目の46番から48

番及び17ページ目の62番、63番、18ページ目の65番から19ページ目の70番までにつきましては、農地利用集積円滑化団体を通じての転賃の案件でございます。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の①のア及び同④に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました。各担当委員から補足の説明はありますか。

（なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました。所有権移転1件、利用権設定83件につきまして質疑はありませんか。

○30番（小川浩治君） 30番の小川です。私は去年の10月に農業委員になりまして、まだまだ勉強の途中でございます。ここにはベテランの委員さんが多いですから、ご教示をお願いしたいと思います。水利権についてです。ずっと前は田を耕作していたところが、今は既に埋め立てて家が建っています。家が建っていますが水利権が残っており、農業委員としてどこまで立ち入っていいのかをお聞きしたいと思います。

○事務局（森内健二君） ただいまは経営基盤強化促進法の議第15号についての質疑になります。小川委員さんの質問は総会後にお尋ねしていただいでよろしいでしょうか。

○30番（小川浩治君） はい。

○議長（鶴田雄士君） ほかに質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第16号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中村政一君） 議第16号について説明致します。ご覧いただく資料は⑤になります。農地法第3条第2項第5号の規定に基づき天草市農業委員会が定める下限面積、別段面積は、引き続き40アールとする。これにつきましては、前回総会後の全員協議会の中で40アールとするか、引き下げるのかを議論いただきました結果、40アールとすると決定をいただき、それに基づきまして提案をさせていただきました。引き続き40アールとする理

由につきましてですが、2010年農林業センサスで、管内の農家で40アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の57パーセントであること等、同法施行規則第17条第1項各号に定められた基準をみたしている。また、農地法施行令第6条第3項の規定に基づき、農地又は、採草放牧地の権利移動の不許可の例外規定並びに天草市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づく農業経営基盤強化促進法による権利設定により小規模の農地利用が可能であるというのが理由であります。そういうことで、引き続き下限面積は40アールとすることを提案致します。よろしくお願ひします。

○議長（鶴田雄士君） ただいまの説明に関してご意見はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 意見がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は原案とおひ決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、議第17号、天草市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規定の制定についてを議題と致します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（中村政一君） ご説明を申し上げます。農業委員会事務局の仕事内容等定めました天草市農業委員会事務局処務規程がありまして、この中に農業委員会の印鑑を誰が保管するかを定めてあります。今回の提案理由としまして、天草市組織規則の一部改正に伴い、天草市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する必要があるということが挙げられます。3月の広報誌の中にお知らせがっておりますが、支所につきましては昨年から3つの支所が農業委員会の兼務職員が不在となっております。今年の4月1日から牛深支所、御所浦支所を除いた4つの支所が加わりまして、農業委員会の兼務職員がいなくなります。それに伴いまして、それぞれの4つの支所にありました天草市農業委員会の公印保管者を全部農業委員会事務局長にするというものでございます。附則といたしまして、この訓令は、平成25年4月1日から施行する、としています。参考資料として別表をつけております。見てもらうと分かると思いますが、印鑑の下の部分に各支所名が入った印鑑を配布しておりましたけれど、今回の組織の見直しで農業委員会の兼務職員がいない支所につきましては、保管者を変更するということとなります。ご審議をお願いしたいと思います。

○議長（鶴田雄士君） ただいまの件につきまして皆さまからのご意見やご質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は原案のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第8、報告事項について事務局より各種の届出があったものついて報告をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 資料②の最後のページの報告事項について説明します。農地利用形状変更届けはありませんでした。許可不要転用届4条関係が17件あり、いずれも有明町で、農業用の倉庫、ため池をつくり転用されたものです。

なお、受付から受理通知まで、昨年5月から9月にかけて行われており、報告が遅くなりましたが、今回まとめて有明支所より提出されたものです。5条関係についてはありませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成25年天草市農業委員会第3回総会を閉会致します。

午後3時10分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 山下和弘

署名委員 川崎眞二君